

承認案第1号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、

同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成20年3月6日提出

天理市長 南佳策

専決第1号

専 決 処 分 書

企業債の繰上償還を行うため、平成19年度天理市水道事業会計予算の補正を行いう必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成20年1月17日

天理市長 南 佳 策

平成19年度天理市水道事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 平成19年度天理市水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第2条 平成19年度水道事業会計予算第4条本文括弧書「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,454,592千円は、過年度分損益勘定留保資金1,436,638千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額17,954千円で補てんするものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,580,267千円は、過年度分損益勘定留保資金1,562,313千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額17,954千円で補てんするものとする。」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	既決予定額	(補正予定額)	(計)
			支 出
第1款 水道事業資本的支出	2,045,795 千円	125,675 千円	2,171,470 千円
第2項 企業債償還金	453,690 千円	125,675 千円	579,365 千円

平成20年1月17日 専決

天理市長 南佳策

専決第3号

専 決 処 分 書

奈良地方裁判所平成17年（ワ）第760号損害賠償請求事件に関し、下記損害賠償額で原告と和解したいが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成20年1月24日

天理市長 南 佳 策

記

損害賠償額 1,500,000円

専決第4号

専 決 処 分 書

起債の繰上償還等を行うため、平成19年度天理市大和都市計画下水道事業特別会計予算の補正を行う必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成20年2月15日

天理市長 南 佳 策

平成19年度天理市大和都市計画下水道事業特別会計補正予算（第4号）

平成19年度天理市の大和都市計画下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ623,660千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

5,221,946千円と定める。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成20年2月15日専決

天理市長 南佳策

第1表 嶳入歳出予算補正
1 嶺入

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰越金		10,733 千円	360 千円	11,093 千円
	1 繰越金	10,733	360	11,093
8 市債		1,448,900	623,300	2,072,200
	1 市債	1,448,900	623,300	2,072,200
歳入	合計	4,598,286	623,660	5,221,946

2 級 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 公債費		2,075,453	623,660	2,699,113
	1 公債費	2,075,453	623,660	2,699,113
歳出	合計	4,598,286	623,660	5,221,946

第2表 地方債補正

起 債 の 目 的	限 度	起 傷 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
	千円			
下 水 道 事 業 借 換 債	6 2 3 , 3 0 0	証 書 借 入 れ 又 は 証 券 発 行	年 5 . 0 % 以 内 (た だ し、利 率 入 れる し 方 式 で 借 入 れる 政 府 資 金 及 び 公 営 企 業 金 融 公 庫 資 金 に つ い て、利 率 の 見 直 し を 行 つ た 後 に お い て は、当 該 見 直 し 後 の 利 率)	借 入 先 の 融 通 条 件 に よ る。 た だ し、市 財 政 の 都 合 又 は 融 通 条 件 に よ り 繰 上 げ を し、償 還 年 限 を 短 縮 し、又 は 低 利 債 に 借 換 え す こ と が で き る も の と す る。
計	6 2 3 , 3 0 0			